

教育委員会4月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2025年（令和7年）4月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について、次のとおり臨時に代理する。

2025年（令和7年）3月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

2025年（令和7年）3月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、一部表記を改めるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第22号

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第67号）」の次の「（令和6年藤沢市規則第67号）」を削る。

第19条中「第14条第3項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この規則による改正後の藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の規定は、令和7年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年教委規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(団体登録の申請手続等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則 <u>(令和6年藤沢市規則第67号)</u> の例により特別利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第19条 第8条第5項、第10条第1項若しくは第3項、第11条又は <u>第14条第2項</u>の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(団体登録の申請手続等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則 <u>(令和6年藤沢市規則第67号)</u> <u>(令和6年藤沢市規則第67号)</u> の例により特別利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第19条 第8条第5項、第10条第1項若しくは第3項、第11条又は <u>第14条第3項</u>の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p>